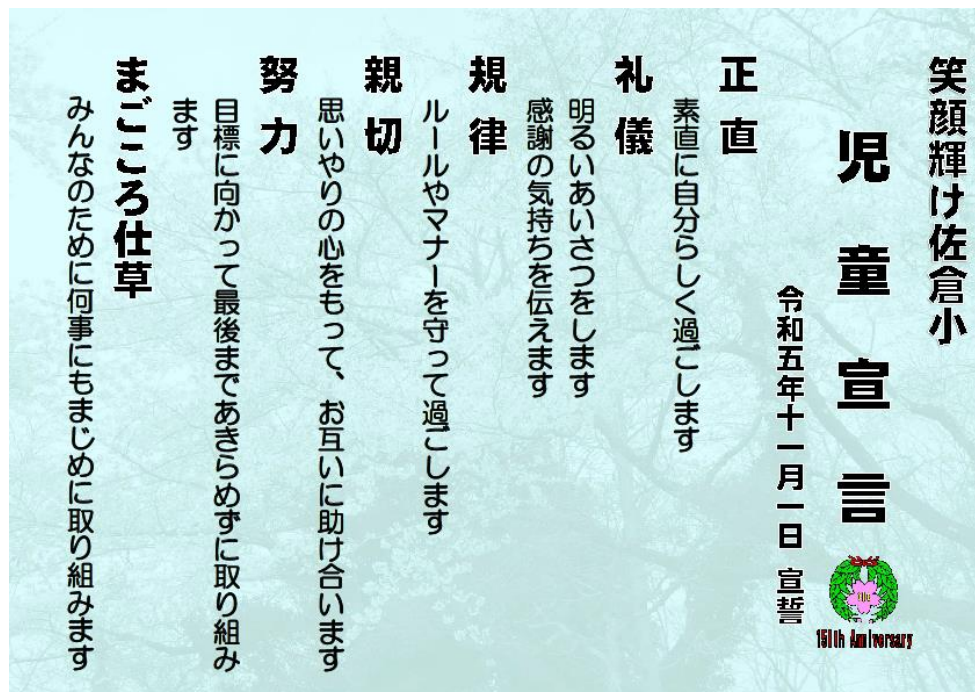


佐倉小学校 いじめ防止基本方針



令和7年4月1日
佐倉市立佐倉小学校

目次

1 はじめに	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの様態	2
4 学校のいじめ対策の組織	3
5 いじめを起こさせないための未然防止策	4～6
6 いじめを発見したときの早期対応策	6～8
7 重大事態への対処	8～9
8 年間計画	9～10
9 その他	10

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。いじめの問題への対応は、学校における最重要課題のひとつであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り巻く大人一人一人が、

「いじめは、絶対に許されない」

「いじめは、卑怯な行為である」

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得る」

との認識をもつことが大切です。

それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識をもって、いじめ問題に対峙することも大切です。いじめは、すべての児童に関わる問題です。佐倉小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって連携を取り合い、「いじめ」を許さない学校づくりに邁進いたします。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍しているなど、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

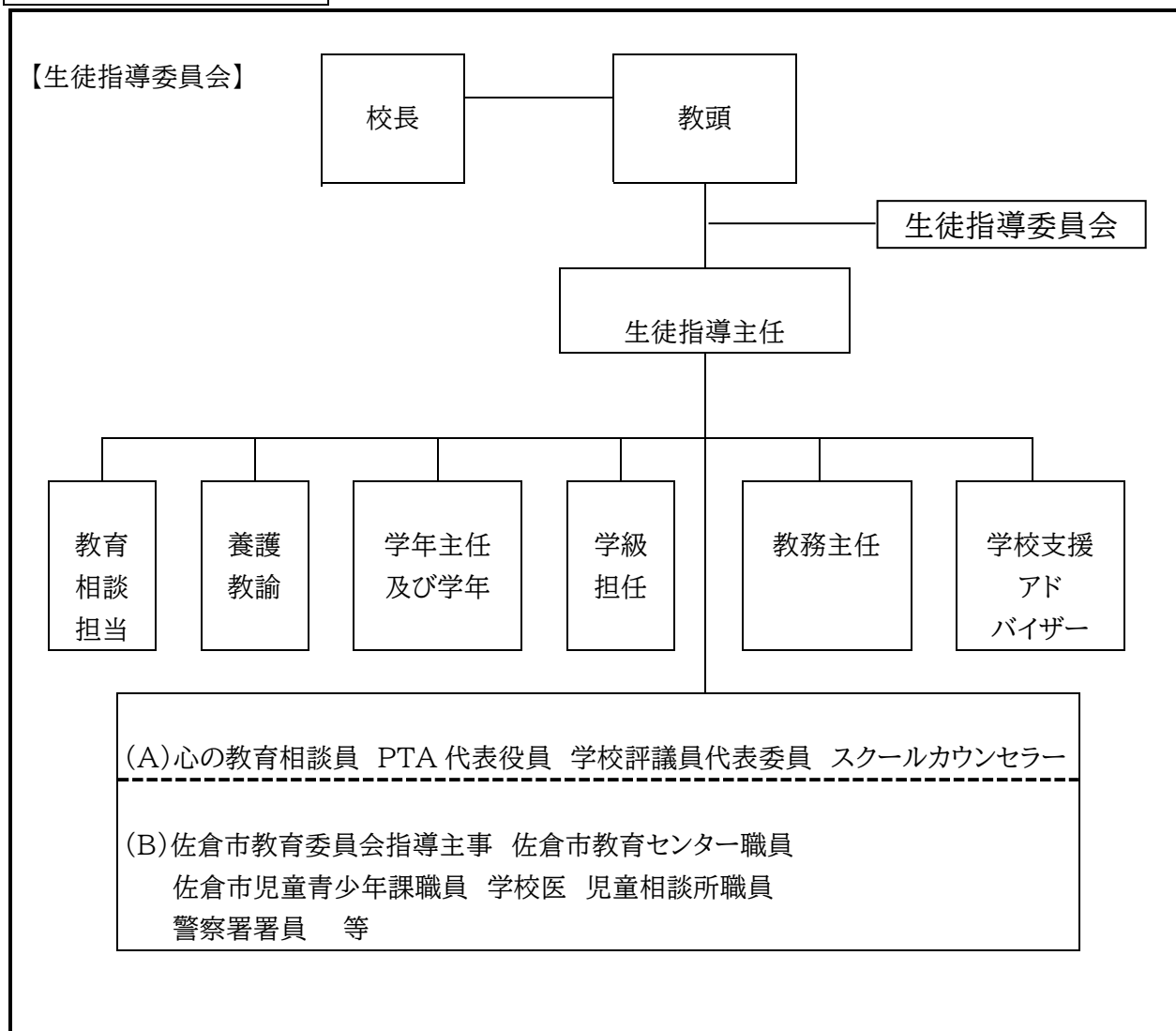
いじめ防止対策推進法(第二条)より

3 いじめの態様

- (1)蹴る、殴る、叩く、強く握る、小突く、壁に押し付ける、背中に乗るなどの身体的苦痛を与える暴力行為
- (2)仲間はずれや集団による無視、冷やかしからいじめ、脅し、いやがらせなどの悪意ある言動や行動が複数回に渡って行われ、精神的苦痛を与える行為
- (3)危険なこと、恥ずかしいことなどを強要され、本人の意思を無視して行われる精神的苦痛を与える行為
- (4)本人の意思に反して、金銭や私物を奪われる、隠される、壊されるなどの損害を与えるとともに、精神的苦痛を与える行為
- (5)パソコンやスマートフォン、タブレット等の情報端末やゲーム機器のメール機能等を用いて、悪口を書かれる、画像を撮られる、個人情報が無断で掲載される、不特定多数に個人情報を送信されるなどの精神的苦痛を与える行為。

暴力行為に対しては、身体的な痕跡の有無に関わらず事実確認を行い、被害の状況に応じて警察や児童相談所等の外部機関と連携して対応にあたるものとします。また、精神的苦痛を与える行為に対しても、訴えに基づき事実確認を行い、状況に応じて福祉や医療機関等の外部機関と連携して対応にあたるものとします。

4 学校のいじめ対策の組織



(1)生徒指導報告会

- ①全職員が参加
- ②週1回開催
- ③いじめの疑いや問題行動に関する情報収集・共有
- ④次週の重点指導事項の確認

(2)いじめに関わる緊急委員会

①構成員(※別添資料参照)

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 学年主任 学級担任 教育相談担当教諭 養護教諭
必要に応じて, (A)及び(B)職員等

②内容

- ・情報の収集と記録
- ・具体的な対応策と情報の共有
- ・対策の具体的な指示
- ・関係機関との連携
- ・保護者やマスコミ対応 等の協議

5 いじめを起こさせないための未然防止策

(1)授業をととして

- ① 児童に自己決定の場を与える授業
- ② 児童に自己存在感を与える授業
- ③ 共感的人間関係を育成する授業
- ④ 児童が安心して受けられる授業

自分の考えや意見をもち、それが友達や教師から認められたとき、意欲が喚起されます。また、同時に自分の存在感を実感することができます。共感的人間関係も同様です。共感するためには、相手の意見をよく聞き、理解し肯定的に捉えることが必要です。また、お互いの個性を認め合ったり、授業における規範意識を育成したりすることで、児童は安心して授業に臨むことができます。教師は、学級全体で討議し考えを深めたり、少人数グループ学習を推奨したりするなどの創意工夫を重ねることで授業改善に努め、いじめを防ぐ楽しい授業に取り組みます。

(2)道徳教育の充実

道徳教育は、道徳科の時間で行われるだけでなく、学校の教育活動全体をととして行わなければなりません。そのためには、学校の教職員・児童が一体となった理解が求められます。

本校では、道徳科の実践化を図る場として「まごころしぐさ」の奨励と「児童心得」の約束を行っていました。「まごころしぐさ」とは、本校の校訓である「まごころ」を具体的に行動化しようとする試みで、子供同士の人間関係を円滑に進めるための方法です。「児童心得」は、本校の前身である佐倉尋常高等小学校で大正4年に制定された児童に与えた約束事です。現代のような多様な価値観が存在する生活の中で、学校の伝統的なきまりとして、平成26年に改訂されました。創立150周年を迎えたことを機に、伝統や文化に関する教育の充実に向けて、児童心得に唱われている「正直・礼儀・規律・親切・辛抱・まごころ仕草」をキーワードとして継承し、令和5年11月1日の創立記念日に在籍した児童により「児童宣言」が宣誓されました。これも子供たちの規範意識や道徳観を養う上で効果的な方法だと考えています。「児童宣言」を通して以下のように指導していきます。

1年生	まごころある姿勢を学ばせ、佐倉小学校の児童としての「形」を整えます。
2年生	学んだ姿勢を保てるように励まし、「お互い様」の意識を高めます。
3年生	児童宣言を実践の中核になるように励まし、挨拶や返事、姿勢が学校の「模範」となるように意識を高めます。
4年生	高学年として、下級生に対する振る舞いができるように励まし、いじめ問題に積極的な「発言」ができるように意識を高めます。
5年生	常に学校のリーダーであることを意識させ、児童宣言の実践リーダーとして、学校全体のいじめ「防止」に取り組む意識を高めます。
6年生	最高学年として学校の秩序づくりに取り組み、いじめ防止と佐倉小学校の継承者としての意識を高めます。

(3)体験学習の充実

体験をととして、学校生活で学んだ知識や道徳観を実践する場でなければなりません。そして、それを踏まえた上での達成感や感動、人間関係を深める体験活動を以下のように計画し実施していきます。

1年生	基本的なルールを守り、小学生としてふさわしい「礼儀」の形を整えます。
2年生	集団としての行動を意識し、助け合い・譲り合いの心を学び、「お互い様」の意識を高めます。

3年生	小学生らしい元気な挨拶や返事, 姿勢を意識し, 体験的な学びをとおして社会との関わりについての意識を高めます。
4年生	常に周囲に気を配り, 協調性を意識した行動を考え, 良質な仲間づくりについての意識を高めます。
5年生	常に学校を代表していることを意識し, 社会との深い関わりの中で自己評価し, 社会の一員として振舞う意識を高めます。
6年生	年長者として振る舞い, 社会の一員としてどのように行動すればよいかを常に考え, 周囲に気を配ることのできる意識を高めます。

(4)相談体制の整備

本校では, 次の内容で様々な相談に対応していきます。また, 児童に対しては自分や周囲の人間がそうしたいじめにつながるような事態に陥った場合には相談をしたり, 関係機関に通報したりできるよう指導していきます。相談がしづらいつと感じる児童のために, 年度当初に「SOS の出し方教育」を各学級で行うことで安心して相談できる環境を整えます。

<日常的な相談>

- ・校内に相談箱を設置し, いつでも投函し相談することができる準備を整える。
- ・心の教育相談員やスクールカウンセラーの出動日に, 相談室でいつでも相談できる態勢を整える。
- ・保健室での会話の中から, 相談が必要な案件かどうか養護教諭が見極め, 必要に応じて個別相談を行う。
- ・随時, 学級担任との面談をとおして, 学級担任の判断で専門的な相談ができる態勢を整える。(その際, 学級担任は必ず当該学年主任に報告し, 適切な判断かどうかの意見を聞く。)

<教育相談週間>

- ・年3回(6, 10, 2月頃)相談週間を設けて意図的な相談活動を行う。
- ・方法 ① 相談週間までに「こころのアンケート」を実施する。
② アンケートを基に, 児童個々と面談を行う。
③ 実施結果を教育相談部及び管理職に提出する。

<緊急時の相談>

- ・いじめ等の深刻で緊急性を要する相談は, 「いじめに関わる緊急委員会」を招集し, 外部委員・専門職員・管理職を含めた態勢を整える。
- ・その他, 学校以外のいじめの相談・通報窓口である, 「24時間子供SOSダイヤル」(0120-0-78310)や「子どもの人権110番」(0120-007-110)などの機関についても周知を行う。

(5)インターネット等を介した「いじめ」に対する対策

インターネットは, 子供にとって有益な情報だけが取得できる訳ではなく, 有害な情報も簡単に取り入れられてしまいます。また, 様々なアプリの開発により, 事件や犯罪に巻き込まれるきっかけや誹謗中傷・いじめにつながってしまうという事態も多く耳にするようになってきました。これらを学校単独で予防することは, 限りなく不可能に近く, 社会全体で取り組まなければならない重要課題でもあります。そのために, 本校では, 次の取り組みを行うとともに, 保護者への啓発に努めていきます。

- ① インターネットの有効な活用の仕方, 問題点を指摘し, 子供たちに正しい情報を与え, 啓発に努める。
- ② 教育ミニ集会等を活用して積極的に講師を招聘し, インターネットや SNS 等によるトラブルの事例や正しい情報を紹介するなど, 保護者に対しても啓発を進める。

- ③ 学校に私物の携帯電話等のもち込みをする場合は、「携帯電話等持参に関する申請書」を学校に提出し、保管は職員室にて行う。校内での使用は原則禁止とする。
- ④ 生徒指導上、悪質な事案については、警察や児童相談所などの機関に相談し適切に対応する。

(6)保護者への啓発活動

いじめ問題の解決には、当事者ばかりでなくそれを取り巻く周囲の意識の向上が欠かせません。そのためには、「正義を通す」信念の強さが一人一人に求められています。これは、保護者も同様であり、家庭で十分に子供を慈しみ、愛情をかけて養育していく中で、子供の変化に気付いていただきたいと思います。子供は、学校で見せる顔と家庭で見せる顔は自ずと異なります。学校の顔は「公」の顔であり、集団の中の一員としての姿です。しかし、家庭に帰れば一人の愛すべきわが子であり、かけがえのない家族です。子供が「私」の姿に戻り、子供らしく振舞う姿に一喜一憂することと思いますが、子供自身が一人で解決できずに悩んでいるような場合は、遠慮なく学校の相談機関を利用されるよう、保護者への啓発に努めてまいります。

また、いじめに関わらず子供の成長や思春期等の発達に関わる内容についても、PTA 活動や教育ミニ集会、家庭教育学級等でのテーマとし、保護者に向けて情報を発信していきます。

6 いじめを発見したときの早期対応策

(1)変化に敏感に反応

- ・日常的に子供の行動を注意深く見守り、表情、言葉遣い、態度、友達関係などに気を配ります。
- ・子供の使用するノートなどから、普段と異なる信号を素早くキャッチします。
- ・子供や保護者、地域の方からの情報を大切にしてお対応します。
- ・教職員同士の連携を密にして、情報を共有しあいます。

(2)事実の確認

- ・週1回、学年会等でいじめと思われる様子がなかったか確認し、あった場合には生徒指導主任に報告します。
- ・いじめの情報を確認したら、即日校長に報告するとともに、生徒指導部会を中心に、複数の教員で組織的に対応します。
- ・当該児童、関わった児童、すべての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・把握した具体的な情報を整理して詳しく記録します。
- ・確認したことを基に、事実を確定します。

(3)指導方針を決定

- ・いじめの状況、子供の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、「いじめに関わる緊急委員会」等で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(4)いじめを受けた児童、保護者への支援

- ・事実確認で把握した状況を、家庭訪問や電話を通して丁寧に説明します。
- ・学校の指導方針及び指導してきた過程を説明し解決に向けて協力を依頼します。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーや心の教育相談員などの専門性を活用して指導にあたります。
- ・「いじめを絶対に許さない」「解決するまで最善を尽くす」という姿勢をはっきりと示し、できる限りの不

安を取り除きます。

- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人(優しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制をつくります。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導することも考慮します。
- ・いつでも相談できる体制を整えます。
- ・常に臨機応変に対応し、当該児童の将来に有効な手立てを講じていきます。

(5)いじめを行った児童への指導

- ・「いじめを行った」ということの実態を認知させます。
- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめはその大小に関わらず、他人の人格を傷つけ、生命及び身体を脅かす重大な人権問題であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた自覚をもった後に、反省を促し、望ましい解決策を相談します。
- ・児童間、保護者間で謝罪の場を設定し、相互に正直な気持ちを伝え、今後のよりよい人間関係の構築につながる支援を行います。
- ・反省が不十分であったり、指導後も繰り返しいじめの行為を行ったりした場合、また、当該いじめが重大な犯罪行為に抵触するような場合は、教育委員会と連携して「出席停止」の措置や児童相談所への通報、警察への被害届けの提出など、毅然とした対応を行います。
- ・いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーや心の教育相談員など、専門性を活用して指導にあたります。
- ・被害児童の精神的辛さに気付かせ自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情やグループ内での立場などを振り返らせながら、今後の生活や行動について考えさせます。

(6)いじめを行った児童の保護者への助言

- ・問題解決に向けて、協力を依頼します。
- ・事実関係の確認後、迅速に当該児童の保護者に家庭訪問や電話を通し連絡します。
- ・加害児童同席の下、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。
- ・長所を伸ばし、自己肯定感がもてるようにします。
- ・いじめを行った児童が抱える問題や悩みなど、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮した指導を行います。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。
- ・自分の問題に素直に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。
- ・問題を認知しても素直に問題と向き合えない場合は、さらに出席停止などの対応を行い、個別に時間をかけて自分と向き合える時間をつくります。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーや心の教育相談員、警察等との連携を図り、毅然とした態度を示すとともに、専門性を生かした指導に努めます。

(7)継続的な見守り, 指導・助言活動

- ・当該児童の保護者と継続的に連絡を取り合い, 当該児童の変容について状況を伝え, 継続的に支援します。
- ・当該児童には, すべての教職員で見守りながら適切な言葉かけを行い, 小さな変化も見逃さない配慮を継続します。

(8)「観衆」や「傍観者」に対する指導

- ・いじめを加害, 被害という二者関係だけでなく, 「観衆」や「傍観者」として周囲でいじめと知っていながらも見過ごしていた児童に対しても, 指導をしていきます。

※いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

- ・躊躇することなく, 関係機関に通報・相談し, 連携の下指導にあたります。
- ・児童の生命・安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は, 直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら, 指導を行っているにも関わらず, いじめが止まらない場合は, その状況等に応じて関係機関に通報・連絡します。

7 重大事態への対処

これまでも全国では, いじめによる犯罪行為に気付くのが遅れたために, 被害者が自殺に追い込まれたり, 繰り返される暴力によって死に至ったりしたケースがありました。また, 多額の金銭を強要されるなどの被害も出ています。このような事態に陥った原因の多くは, 学校, 家庭による当該児童生徒への関心の薄さが考えられます。このような事態では, 被害児童生徒から事前に周囲の大人に対して「SOS」が発信されていると言われていたようですが, 気付かない, 気付くのが遅れる, 気付いても放置するなどの対応の遅れによって, 解決を遅らせています。そのことを十分踏まえた上で, 教職員が研修を深め, 組織として, 下記に沿って迅速に対応していきたいと考えています。

※ 重大事態とは, 「生命、心身又は財産に(対する)重大な被害(いじめ法第28条第1項第1号)」または, 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態(同項第2号)」があることをいいます。

具体的には,

- 児童が自殺を企図した場合
- 児童が身体に重大な被害を負った場合
- 児童の金品等に重大な被害を被った場合
- 児童が精神性の疾患を発症した場合等を想定しています。

(1)事実関係を明確にするための調査

- ・重大事態発生時, または児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合, 速やかに調査を行います。
- ・調査は, 「いじめに関わる緊急委員会(別添資料参照)」のメンバーで行います。
- ・重大事態が発生した場合には, 次の流れに沿って報告をします。
発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長→指導課→教育長→市長

また、改めて文書により①認知に係る報告書、②調査結果に係る報告書、③(事案により)事故報告書を作成します。

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつから、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめの背景となる事情や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り明確にします。
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。

(2)調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

(3)調査結果を踏まえた必要な措置

- ・教育委員会や警察等の関係機関と連携し、連絡や必要な措置を講じていきます。

8 年間計画 *年間計画は、予定が変更になる場合があります。

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	始業式 入学式 避難訓練	・いじめ防止基本方針の確認(職員研修) ・学校間、学年間の情報交換 ・いじめに関する共通理解(職員研修) ・避難訓練をととした集団づくり ・SOS の出し方教育
5月	1年生歓迎集会 運動会	・新入生歓迎の行事をととした人間関係づくり ・運動会をととした人間関係づくり・集団づくり
6月	命を大切にするキャンペーン 不審者対応避難訓練 6年校外学習	・定期アンケートの実施 ・各学級でのいじめに関する道徳科の授業の実施 ・不審者対応避難訓練をととした集団づくり ・校外学習をととした人間関係づくり
7月	個人面談 夏季休業日	・個人面談による聞き取り調査 ・夏季休業前のいじめに関する話し合い活動
8月	夏季休業日	・いじめの現状の共通理解
9月	避難訓練	・避難訓練をととした集団づくり
10月	1～3年校外学習 前期終了・後期開始	・校外学習をととした人間関係づくり ・定期アンケートの実施・定期教育相談
11月	4・5年校外学習 マラソン週間 避難訓練	・校外学習をととした人間関係づくり ・マラソン週間をととした励ましあい活動 ・避難訓練をととした集団づくり
12月	6年修学旅行 人権教育集会 書き初め練習 個人面談	・宿泊学習をととした人間関係づくり ・いじめ0宣言をととした集団づくり ・冬季休業前のいじめに関する話し合い活動 ・個人面談による聞き取り調査
1月	冬季休業日 校内書き初め展	・作品展示を通した人間関係づくり

2月	学校保健委員会	・定期アンケートの実施
3月	6年生ありがとうの会 保護者会 卒業式 修了式 離任式	・6年生ありがとうの会をととした人間関係づくり ・進級する学年の引継ぎ情報の整理・作成 ・基本方針の見直し

9 その他

- ・年度の反省を生かし、本基本方針の見直しを図っていく。
- ・本基本方針は学校ホームページに掲載し、広報する。

【いじめの共通認識 8か条】

- ① いじめは、いつでも、どこでも起こり得る重大な人権問題と捉える。
- ② いじめに気付いたら、最優先課題として素早く行動し、早期解決を目指す。
- ③ 犯罪行為に対しては、毅然とした態度で臨み、関係機関に躊躇せず通報する。
- ④ 対応は、組織で行い単独行動は厳に慎む。
- ⑤ 被害者、加害者双方に適切なフォローを欠かさない。
- ⑥ 保護者の悩みは、教師の悩みとして捉え、専門的支援を行う。
- ⑦ 常に「卑怯」な振る舞いを許さず、思いやりの心を育てる。
- ⑧ 常に言葉を大切にしたい指導を行い、心を育てる教育に努める。

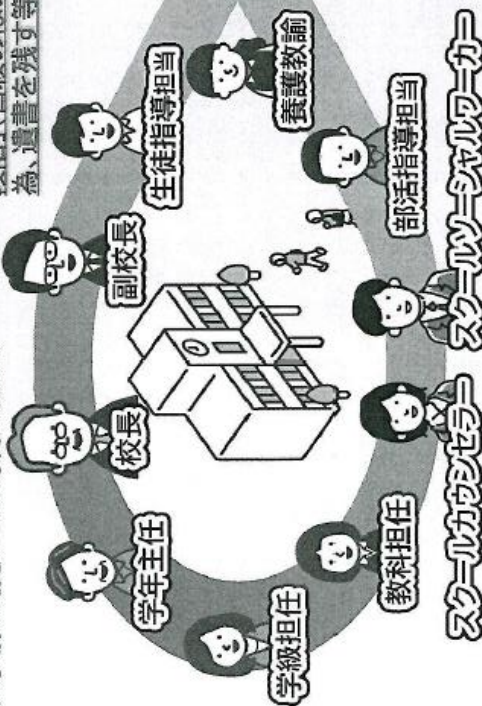
自殺危機の早期発見・早期対応や自殺未遂後の対応

ネットワーク型緊急支援チーム

実際に自殺や自殺未遂が発生した場合に対応

校内連携型危機対応チーム

自殺やその他の重大な危険行為の「予兆段階」(自殺のほめかし、深刻な自傷行為、遺書を残す等)から対応



校内連携型危機対応チームの役割

- 1 平常時における危機対応のための態勢づくりやマニュアルづくり
- 2 アセスメントに基づいて対応方針や役割分担を決定し、緊密に「報告・連絡・相談」を行う
- 3 自殺や未遂事案が発生した場合は、校長のリーダーシップの下、教育委員会等や専門家、関係機関のサポートを受けながら、全教職員の力を結集して対応
- 4 緊急ケース会議(アセスメントと対応)、本人の安全確保と心のケア

連携 協働

関係部局

- 教育委員会
- 精神科医
- SC・SSWスーパーバイザー等の専門家
- 児童相談所
- 福祉部局
- 警察 等

家庭・保護者

ネットワーク型緊急支援チームの役割

- 1 関係部局とも連携した緊急ケース会議や心のケア会議の開催
- 2 校内連携型危機対応チームを核に、教育委員会等、専門家、関係機関との連携・協働に基づいて、周囲の児童生徒や教職員等への心のケアを含む危機管理体制を構築
- 3 本人及び周囲の児童生徒及び教職員へのケア

別添資料

▶▶▶ 自殺危機の早期発見や早期対応に取り組むほか、自殺未遂者への支援を実施